株主資本以外の当期変動額（純額）	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

別表第四第3号様式の表記載上の注意3中「中間連結会計年度中」を「中間連結会計期間中」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（次項において「新省令」という。）別表第一第3号様式及び別表第三第3号様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新省令別表第二第3号様式及び別表第四第3号様式は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省令第十六号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第一条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「（次の各号に掲げる特別会計の歳入徴収官を除く。）」を削り、「整理するものとする」の下に「（次の各号に掲げる特別会計及び歳入を除く。）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利並びに農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等の管理及び処分に係る歳入

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条中「（交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては同会計の交付税及び譲与税配付金勘定。以下第百四十四条までにおいて同じ。）」を削る。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第三条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号を次のように改める。

十五　削除

第二条第三十八号を次のように改める。

三十八　法第百三十七条第六項の規定により、農業共済再保険勘定の積立金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定によりこれを返還するとき

第三条第一項第十三号を次のように改める。

十三　削除

第三条第一項第三十四号を次のように改める。

三十四　前条第三十八号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、食料安定供給特別会計農業共済再保険勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、食料安定供給特別会計農業共済再保険勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、食料安定供給特別会計農業共済再保険勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、食料安定供給特別会計農業共済再保険勘定、歳入外、積立金」

第四条第六号中「及び第四十七条」及び「第八号において同じ。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二　法第四十七条第二項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金を同条第三項の規定により国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるとき

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　法第四十七条第一項の規定による借換国債の発行収入金を国債整理基金特別会計の歳入外に資金繰入れをするとき

第四条第八号中「負担会計」の下に「（法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定により公債を発行した場合にあつては、国債整理基金特別会計とする。）」を加える。

第五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　前条第六号の二に掲げる場合には、払出科目として「何年度、国債整理基金特別会計、歳出外、組入」、受入科目として「何年度、国債整理基金特別会計、歳入」

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　前条第七号の二に掲げる場合には、払出科目として「公債発行収入金」、受入科目として「何年度、国債整理基金特別会計、歳入外、繰入」

第十条第一項第十八号を次のように改める。

十八　削除

（経済基盤強化資金事務取扱規則の廃止）

第四条　経済基盤強化資金事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十二号）は、廃止する。